

長い間ご使用になっていない貯金通帳・証書について

平成 24 年 10 月 1 日

J Aほくさい

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態となっている貯金はございませんか。

当 J A ではこのような貯金もお預かりしていますので、お忘れにならないよう、いま一度ご確認いただきますとともに、引き続き「あんしん」で「便利」な当 J A のご利用をお願いいたします。

なお、残高 1 万円以上の貯金については、お取引の動きがない状態がおおよそ 10 年になりますと、郵送によるお知らせもしていますので、お引越しの際は住所変更のお手続をお願いいたします。

また、長い間お取引の動きがない貯金をお引き出す際は、窓口でのお手続が必要になる場合がございます。もし、貯金通帳・証書やお届け印が見当たらない場合は、ご本人が確認できる書類や口座の支店名・口座番号がわかる資料等が必要となります。

詳しくは当 J A にご照会・ご相談ください。